

前回からの変更点

令和7年度税制改正実施

- ・基礎控除の見直し
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等の所得要件の改正



くわしくはコチラ▲

市会場受付時間の短縮

午前9時～11時
午後1時～3時

本人確認

従来の健康保険証は身分証明書として使用できません。

市で受け付けない所得の追加

- ・株式などの譲渡所得
- ・上場株式等の配当所得

※上場株式等以外の配当により確定申告が必要な場合も市で受け付けできません。

eLTAX で住民税申告

eLTAX を使って、個人住民税の電子申告ができます。



くわしくはコチラ▲

確定申告が必要な人	市で受け付けない人 (スマホ・税務署で申告)	確定申告が必要ない人
給与所得がある人		
<input type="radio"/> 給与と退職金以外の収入があった人 <input type="radio"/> 2か所以上から給与を受けていて、年末調整に含まれない給与収入があった人 <input type="radio"/> 年末調整をしていない人 <input type="radio"/> 令和7年中に勤務先を退職した人	<input type="radio"/> 令和8年1月1日に本市に住所がない人 <input type="radio"/> 青色申告をする人 <input type="radio"/> 源泉徴収票が11枚以上ある人 <input type="radio"/> 公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人 <input type="radio"/> 株式などの譲渡所得、上場株式等の配当所得を申告する人 <input type="radio"/> 株式などの譲渡損失を損益通算又は繰越控除をする人(譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告を含む)	<input type="radio"/> 収入が年末調整をした給与のみの人 <input type="radio"/> 収入が公的年金(国民年金・厚生年金)のみで、収入金額が400万円以下の人
年金所得がある人		
<input type="radio"/> 公的年金以外の収入があった人 <input type="radio"/> 公的年金の源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除(医療費、生命保険料など)がある人	<input type="radio"/> 山林所得、総合譲渡所得がある人 <input type="radio"/> 先物取引による所得がある人 <input type="radio"/> 寄付金の領収書や受領証明書が21件以上ある人 <input type="radio"/> 雑損控除の申告をする人 <input type="radio"/> 初めて住宅借入金等特別控除を受ける人 <input type="radio"/> 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人 <input type="radio"/> 令和7年分より前の年分の申告をする人 <input type="radio"/> 納税義務者が亡くなり、死後4か月以上経過した場合	<input type="radio"/> ★昨年中に収入がなくても「住民税」の申告が必要な人 <input type="radio"/> 18歳以上の国民健康保険加入者か後期高齢者医療保険加入者とその世帯主 <input type="radio"/> 65歳以上の介護保険加入者 <input type="radio"/> 所得証明書や所得・課税証明書などの税の証明書が必要な人 <input type="radio"/> 年金や児童手当などの各種手当・給付に関する申請をする人
その他		
<input type="radio"/> 事業収入(営業・農業)、不動産収入(地代・家賃など)があった人 <input type="radio"/> 土地・建物の譲渡収入があった人		<input type="radio"/> 収入が非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみで、上記のいずれかに当てはまる人も住民税の申告が必要です。 令和7年1月1日から12月31日の間に収入がなかった人や非課税収入のみの人は、「どこでも窓口」で住民税申告ができます。 <small>※事前登録が必要です。</small>
申告が必要かチェック		
右のQRコードから、申告が必要か確認できます。		



パソコンでも

スマホで確定申告

2月16日(月)～3月16日(月)

▶問い合わせ
本課税課 ☎0287(62)7121



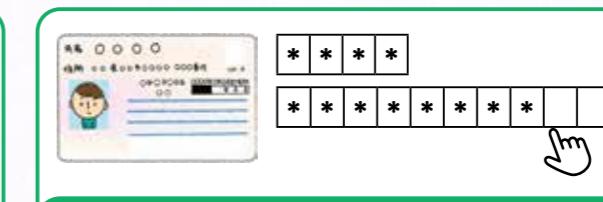
■マイナンバーカードを利用して、自宅から待ち時間なしで確定申告ができます！
【スマホ申告(e-Tax)の5つのメリット】



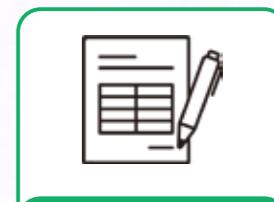
【用意するもの】



スマホ^{※1}
または
パソコン^{※2}



マイナンバーカードと暗証番号
・利用者証明用電子証明書(数字4ケタ)
・署名用電子証明書(英数字6～16文字)



所得や控除の内容がわかるもの

【マイナポータル連携でさらに便利に！】

マイナポータル連携で収入や控除の情報が自動入力できます

所得関係

- ・給与所得の源泉徴収票*
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座年間取引報告書

控除関係

- ・医療費
- ・ふるさと納税
- ・生命保険
- ・地震保険
- ・社会保険
- (国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- ・iDeCo(個人型確定拠出年金)
- ・小規模企業共済掛金
- ・住宅ローン控除関係

【申告に困ったときは】

■国税相談ダイヤル 0570(00)5901

■e-Tax操作ヘルプデスク 0570(01)5901

※土・日曜、祝日を除く。



確定申告作成コーナー

マイナポータル連携